

船橋市公立保育園民営化基本計画（素案）説明会 質疑応答 <西部公民館>

●事務局

質疑応答の時間の前に、新聞社の方が取材にお見えになっています。写真撮影のご希望をいただいておりますが、支障のある方がいらっしゃいましたら、お申し出いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、質疑応答に入ります。ただ今の説明に関してご質問をお受けいたします。本日の終了時刻は5時を予定しておりますので、およそ1時間取りたいと思います。質問のおありの方は挙手をお願いします。職員がマイクをお持ちしますので、それまでお待ちください。

なお、ご発言の前にお住まいの地域とお名前をおっしゃってください。また、計画素案の該当ページをおっしゃっていただけると助かります。よろしく願いいたします。

では、ご質問のある方、挙手をお願いしますでしょうか。一番後ろの方、お願いします。

○参加者A

1ページ目の「一部、民営化に対する反対意見はあったものの」のところで、もう少し具体的にお願いいたします。

●保育計画課長

こちらは保育のあり方検討委員会の最終提言書でございますが、1点目は民間保育園の待機児童の緊急の対応を求める。2点目で地域の子育て支援を求める、そのためには、ここで先ほど述べたように、一部の委員の反対があったけども、民営化の対応をするためにはやむを得ないというようなことをご提言をいただいているところでございます。

○参加者A

すみません、もう少し詳しくお話があったのではないですか。ただ読んでいただけみたいな。質問の内容と違うような気がします。

●健康福祉局長

委員会におきましては、具体的に申し上げれば、2名の委員の方から民営化についての反対意見をいただいております。提言書をまとめるに当たって先生方にご議論をいただいたところですが、今申し上げたように、最終的には2名の委員の方から、なぜ民営化をやる必要があるのか、その必要性について、また、民営化の目的とするところの例えば地域支援システムの組み方について、その辺りがまだ漠然としているようではないか、その目的がはっきりしない中での民営化というのは一体何だろうとか、市としては財政効果をこれまで一つの目的にしていますが、その効果の大きさとかが果たして保護者の皆様方にご負担などをおかけするに値するものなのかどうか、そういったようなご趣旨として、最後まで反対というご意見をいただきました。

そういったことを踏まえて、提言書をまとめるに当たりましては、「一部、民営化に対する

反対意見はあったものの」という形でまとめさせていただき、経過についても具体的に入れさせていただいたということでございます。

○参加者B

3点ほどなんですが、最初のページのところ、1ページ、今のところに近いところなんですが、「民営化に対する反対意見はあったものの、一定数を限度とする公立保育園の民営化はやむを得ない」とのご提言をいただきました。まずは「やむを得ない」という表現の問題で、本来は公立のほうがいいというんだけど、何かがあるので民営化しますというふうに読み取れるんですが、本来、公立園であるべきだというふうにして、やむを得ないと言っているのかということをお聞きしたい。

それから、15ページの「民営化により生まれる財源」なんですが、私は全国の保育園の民営化を見てきていますが、財源効果というのはほとんど生まれていないという結果が、民営化後を検証すれば大体そうなっているように見えています。見方や比較方法などによって生まれる財源というのも、取り方としてはあるのかもしれませんが、本当にこのような財源効果が生まれるのか、そして、この財源効果が、もしこのイメージどおりにならないというふうになったときに、民営化をやめるつもりがあるのかどうか、要するに、計画をし直すつもりがあるのかどうかお聞きしたい。

それから、19ページの一番最後、14番の「移行期・移行後を管理・検証する組織の設置」のところ、保育の質が保障されているかどうかということなんですが、保育の質というのを抽象的なままにしておく、素人が見た保育とプロが見た保育というのでは全然質の問題のとらえ方が違うので、ここの保育の質というのは、ものすごく具体的に、現場の保育士が考える保育の質、保護者から見る保育の質などがあると思いますが、抽象的にしないで、具体的に何が保育の質であるのかというのを、この組織ができる前にきちんと議論し、ここで決められたものを質と考えて検証していくような組織をつくっていただきたいと思っています。お願いします。

○参加者C

補足で質問してもよろしいですか。今のご質問を補足してもよろしいですか。

今のご質問に対しての補足なんですけれども、今日午前中に他市との父母会の交流がありまして、I市、Y市、M市の父母と会ってきました。その父母たちの中で、民営化してよかったという父母は1人もおりませんでした。さらに、私が質問をしまして、「船橋市では財政効果が生まれると言っているが、他市ではそのような主張をしているか」と聞きましたところ、I市でもほかの市でも、「そういった財政効果についてははっきりしていない。財政効果は今ほとんど期待できないというふうに理解しているからだろう」というふうに答えがありました。

なので、毎回説明されるたびにこの財政効果の表が出てくるんですけども、この表はなかなか納得がいけない。ここに見えない民営化コスト、スイッチングコスト、そして、目に見えない、失われてしまう多大なものを取り返すためのコストが書かれておりません。ですから、説明会のときにこの表を余り堂々と出していただくのもどうかという気持ちもありまして、こ

の算定の仕方について、もう一度もう少し市民に分かりやすく丁寧に、そして、ここに入っていないコストは何なのか、それはどうして入れないのか、そういったことに対しての補足があったらいいというふうに考えております。

そして、先ほどの保育の質に関して言いますと、民営化後の質については、他市の父母から話を聞きましたところ、民営化の前と後を比較するのではなくて、民営化の後に保育がきちんとされているかのみを評価していたということなんです。ですから、民営化の前、私たちが引き継いでほしいと思っていた保育の質と民営化の後の比較の検証ではなくて、ただ単に民営化園として保育がきちんと行われているかどうかという評価にすぎないということがわかりました。そういった問題点をもう少し詳しく、市としてはどう考えているのか、お聞きしたいと思います。先ほどの方の質問に対する補足としてお話しさせていただきました。

●保育計画課長

それでは、最初の、公立が良いけど、やむを得ないからやるのかということですが、保育のあり方検討委員会の中でも何回か議論になったところで、公立がいいのか私立がいいのかという議論はなかなか難しいところであると思います。私立の経営はさまざまですが、すべてがいいとかすべてが悪い、制度としていいということはないのかなというような議論もございました。ただ、公立の運営形態を変えるということ自体が、お子さんの影響とか考えられることがございますので、その辺はしっかり配慮してやりなさいという議論でございました。

次に財政の効果、15 ページですが、私立保育園の場合は保育の支弁という形で委託費が支払われます。それが120名定員の保育所でございますと、全体として年間約1億8,700万の委託費で経営していくということになります。市としては年間1億8,700万お支払いいたしますが、一部は保護者の方の保育料、一部は国庫からの負担金がございます。特定の財源がございまして、市の税金から支払う部分は1億1,400万。

それから、公立の場合は直営で運営いたしますので、人件費と運営に係る経費で、それが2億1,700万程度の費用がかかるということです。保育料は私立と同様の額で、これは収入が入ってきますので、残り市で負担するのは1億8,000万と。この比較において6,600万円の財源の削減ができると考えております。

それから、もしこの財源効果がこれほどないということだと止めるのかというお話もございました。財源も一つの理由ではございますが、もう一つ、緊急に対応を求められている、先ほど説明いたしました、保育園にも幼稚園にも通ってない方が1万5,000人いらっしゃるという中で、ここへの支援を緊急にやりなさいというご提言でございます。これについては、民営化で生み出される人を投入しながら、ここの支援を今後市としてはしっかりやっていきたいと考えておるところでございます。

それから、最後のページの民営化を管理する組織については、基本的には保育の専門の有識者などを中心に設置する予定でございますが、保育の質の問題は、今後設置されるガイドライン検討委員会で、具体的に保育の内容などを検討していただきたいと考えております。その構成は、保育に詳しい有識者、公立保育園の職員、私立保育園の職員、保護者の方に入っていた

だいて、具体的に内容についてご議論いただいて、そのガイドラインに基づいて民営化をやっ
ていきたいと考えております。

○参加者D

13 ページになりますけれども、民営化するに当たって、財政面と、保育園に通っていないお
子さんたちに対する支援を充実するということで、5つの行政コミュニティーに拠点となる
保育園を1園ずつ設置するということですが、この広い船橋市の中を5つに分けて、その中に
1つだけ拠点となる保育園があったとして、例えば西部地区では法典ということですが、中山
のあたりに住んでいる人は法典に子どもを抱えて、例えば虐待の問題があるような人が行ける
んだろうか。身近なところにあるということが大事なんじゃないのかなと。子どもを持つ親と
しては、広いところに大きなすばらしい施設があったとしても、遠ければそこに行けないんじ
ゃないか、それだけの余裕はないんじゃないかと思うんですけれども、地域ごとに1つ充実し
た施設があったとしても、それが本当に、特に0歳児とか小さい子どもを持つ親の助けになる
のかということ考えていただきたいなと思うんですね。特に小さい子がいる場合は、身近に
いつでも頼れる場所があるということがとても大事じゃないかなと思います。その辺、各地域
に1つという拠点保育園の考え方についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

●保育計画課長

船橋の広い地域に5地区で、基本的には行政コミュニティーに1園ということでございます
が、こちらは子育て支援センターと違いまして、決してここに来てくださいということではご
ざいません。その点もあったとしても、基本的には、ここに配置された保育士が地域に出てい
って仕事をするということでございます。

例えば今、虐待の話がちょっとございましたけども、保育士がそういういろいろな問題をす
べて担えるわけではございません。虐待の場合は、例えば家庭児童相談室など支援するところ
との連携が必要になってきます。地区社協でやっている子育てサロン、あるいは児童ホームで
やっている子育ての講座、公民館で開催される講座等、いろいろなところでやっているものが、
今のところ、申しわけないのですが、個々ばらばらでやっているような状況がございます。そ
れら子育て関係者の地域での連携をつくり上げながら、その中で仕事をしていく。

あと、例えば健診会場等に伺いまして、母子保健との連携を図りながら、必要であれば保健
師さんと一緒に何らかの問題解決に当たる。あるいは障害のお子様であれば、療育施設につな
げていったりとか、いろいろな部分で、この園の中で仕事をするということではなくて、その
地域に出かけていって、いろいろな施設の機能を活用しながら子育て支援にかかわっていきた
いという考えで、5地点に1園ずつと。ある意味、出撃拠点といいますか、ここに籍は置くけ
れども、日々の仕事はそこから出ていってやっていきますよということでございます。

○参加者E

今のお話を踏まえてなんですけれども、あくまでも籍をそこに置いているだけ、でも、とり
あえず今、公立園へ通っているお子さんだけでもかなり人数のばらつきがあると思うんですよ。

それなのに、その地域に1園だけ。機械的に5分割して、その中で1園だけという考えは、それこそ再配置された保育士さんたちのこととかを考えると、本当に手厚い支援というのができるんだろうかと。普通に考えると、1,619人と1,050人だったら、それだけでも120人定員の公立園の5園分、600人以上違うということを考えて、自動的に5園だけとか、そういうことというのはできないんじゃないかなというふうに、数の上からだけでも疑問に思ったんですけども、どうしてそういう5園にしたのか。また、5園にした場合、当然、保育園に通っていないお子さんもそれ相当の人数がそれぞれの地域でばらつきがあると思うんですけども、そういうことも踏まえて地域拠点園を決めたのか。逆に、そんなふうになった場合にちゃんとフォローできるのか、そういったことを聞きたいと思います。

●保育計画課長

確かに5地域の、例えば人口のバランスとかは必ずしも均等ではございませんし、先ほど保育園で見ていただいたように、保育園の数、定員等も必ずしも均一ではないというところはございます。ただ、行政として仕事をしていく場合に、1カ所で全体を見るのはいいんですけども、何カ所かで分担してやっていこうとするとき、基本的に地区コミュニティというのが福祉のほうでよくとられる手法でございます。

その5地点、それぞれ違うような状況がある中で、同じように1園ずつでいいのかという議論はございます。この辺は多分支援していくお子さんの数とかを配慮して配置の人数等もこれから検討していかなきゃいけないと考えております。例えば南部地域ですと人口が約10万人ほどおります。このうち6歳未満は約6,500名います。北部地域も同じぐらいかな。それから、中部地域ですと人口が約8万で、6歳未満が約4,000人。必ずしも同じように人口が分布しているわけでもないし、先ほど申しました幼稚園、保育園に通っていない方の数も多少ばらつきがあるという中で、職員配置をその中でどの程度ずつ配分していくかというのは、これから議論していくことかなと考えております。

○参加者F

一番最初の質問に戻ってしまうんですが、1ページの「一部、民営化に対する反対意見はあったものの」ということです。先ほど回答の中に、一部というのが2名の方というふうにおっしゃっていたんですが、検討委員会の方が全員で何名かわからないんですが、その2名の方の残りの方の中で、例えば自分のお子さんを保育園に預けていたとか、保育園に少し従事していたとか、保育園関係の方が一体どのぐらいの割合でいらっしゃるのかなというのを感じました。

というのは、以前にもやっぱり市民説明会とか車座とかの話し合いに来たときには、保育園に自分の子を通わせている市内の保育園の保護者の意見を聞くと、民営化に反対する意見のほうをよく聞くので、ここの1ページ目の一部分だけを読んでいると、いかにも民営化反対が少しの者のようなイメージにとらわれてしまうので、どうなのか知りたいなと思ったのと、もう1点は、15ページの財源と効果イメージという表なんですけど、実際にこれだけ日本全国で民営化でいろいろトラブルとかのニュースが飛び交っている中、具体的に成功した市や県、あと

財源で具体的に市とか県とかで成功したところがあるんでしょうか。また、そういったところをモデルにしているのかということと、もしそういったところをモデルとしているならば、実際に成功したところの、どういうところで財源をちゃんと確保したかということも知りたいなと思ったんですが。

●保育計画課長

まず検討委員会の件でございますが、検討委員会では有識者のほかに子育て関係の方、保護者の方にももちろん入っていただきましたし、あと公立保育園の委員が2人、また、私立保育園の委員が2人、保育園関係者は4名いらっしゃいました。それ以外に子育てに関連している幼稚園だとか、助産師さん、あと虐待関係のNPOの役員をやっている方とか、さまざまな方の入った中でのご議論をいただいたところでございます。

それから、財政の問題、これが一番議論になるところでございますが、他市の例がいろいろあるだろうというお話でございます。この件に関しましては、例えば移行とかそういうことに関しては、先ほど来申し上げているガイドラインのほうでしっかり検討していただきながら、他市のいろいろな事例も含めてそこで話し合っていただけのもと思っております。

○参加者F

ということは、具体的にまだ成功した例を把握してない、船橋市のほうはそのモデルはないということですか。

●保育計画課長

何をもって成功というのは、ちょっといろいろあると思うんですけども、例えば財政効果があったかなかったかの検証でございますが、これは一定の財政効果は出ていると考えております。

○参加者F

具体的にどこの市とか、どこの県とか、どこの自治体ですか。

●保育計画課長

基本的に制度の仕組みから考えて、その額が多いか少ないかはいろいろございます。例えばI市ですと指定管理という手法をとっております。指定管理だとどこが違うかというのと、例えば15ページの図にございますように、指定管理の場合は公立と同じとみなされるので国庫負担金というのが入ってこないんです。そうすると、この分は財政効果としてはないということですので、運営費だけの単純な差額。船橋でいうと、もし船橋が指定管理をとるのであれば、3,000万程度の財政効果に減ってしまうよということでございます。

○参加者F

今の段階だと、特に成功というか、財源的にもプラスになっているというところの例はなく、

あくまでもイメージという形でということですか、船橋市が今考えているのは。

●保育計画課長

基本的には財政効果はあったと考えております。手法とかその市の状況によって、多い少ないはあるんでしょうけども、財政効果だけを考えれば全くないということはない、一定の効果は出ていると考えております。

○参加者B

2回目ですみません。

余り財政効果とかお金のごことで保育を語るというのは基本的には好きじゃないんですけども、ただ、表としてあるので、16ページ、例えば25年だと削減できる経費が保育士17名で1億3,294万円、これだけ削減できるよ、一つ民間移管するから、という表なんだけど、別にこの保育士は全員クビになるわけじゃないですよ。要するに、この保育士は、園が民営化になっても、たまたま対象だったということがあったとしても、基本的にこの人たちはいるわけです。削減って何から削減になるんですかね。翌年になってもこの保育士さんは皆さんいらっしゃいますよね。翌年も皆さんいらっしゃいますよね。27年度の次の人たちも保育士としては次年度いるわけです。何が削減なんですかね。

●保育計画課長

確かにおっしゃるように、民営化したからといって浮いた方がすぐお辞めになるわけではございません。ただ、船橋市の場合、毎年約30名程度の方が退職されていきます。その中で、先ほど申しましたように、地域支援を担って再配置される方、あるいは公立の発達支援等の充実のために再配置する方のほかに、退職者の、本来ですと30名やめたら30名雇うというところですが、その補充に一部充てることで、保育士総数を抑制していくことができ、その抑制された人件費分は浮いてくることは事実でございます。

○参加者G

今の前の前の前の質問の補足なんですけど、あり方委員会の最終回を拝聴させていただきました。その際に、確かに子育て支援にかかわっている方がたくさんいらっしゃいましたが、最初から出来レースであったなという感じを受けました。なぜかという、保育計画課の方と議長、有識者の4の方が顔を見合わせながら、これでいいですよというように進んでいたと思います。それで反対意見を言う方が2名確かにいらして、民営化に対して反対意見を述べてくださいました。ほかの方は、正直言って、賛成意見を述べたというか、黙っている、黙っているということはイエスということだというふうに多分有識者の方とはとらえられていたように思います。

そのような会議、本当に最初から民営化をしようという、確かに座長の方がY市の民営化を進めた方でいらしたということで、市は民営化をしたいのでこの方を選んで民営化のほうにもっていくように委員会を進めていかれたという印象しか受けません。そのような委員会を経て、

一部だけが反対をして、反対はしたけれども、委員会としては民営化ゴーという意見を出しますということでは、私たちは納得がいきません。

●保育計画課長

保育のあり方検討委員会のお話でございますが、私どもは決して出来レースでやったということはございません。会長の部分でございますが、船橋の次世代育成計画、あいプランにずっと携わっていただいて、あいプランの前期計画、後期計画をつくっていただいた。船橋の子育で支援状況をよくご存じの方に、有識者の1人としてお願いしたところがございます。

最終提言書につきましては、会長のほうでまとめて、各委員に一度投げて、ご承認いただいて提言書としてまとめたものですので、最終的には委員の皆さんの合意を得た上で提出されたということでございます。

○参加者H

ちょっと緊張していてもうまく伝えられるかわからないんですけども、こういうことを言うと、ほかの方が「ちょっとそれは反対」と言われるかもしれませんが、財政のことがすごく焦点になっていて、もし2,000円ずつ公立保育園に通っている保護者が1園児につき保育料を上げたら、民営化と違って覆せるんですか。

確かに公立保育園はすごく手厚くて、私は4人の子どもを公立保育園に預かってもらって、本当に感謝しています。学校などは1,400人いても養護の先生が2人だったり、栄養士さんが1人だったりするのに、120人しか預かってない保育園で看護師さんが1人いたり、栄養士さんが1人いたり、本当に恵まれている環境で見ていただいて、本当にありがたいと思っています。

私立保育園の隣で仕事をする事になりまして、見ているんですけど、子どもが締め出されたり、運動会の練習で先生がキレていたり、そういうことを見ていると、とても新設された園に預けたいという気持ちにもならなくて、でも、公立保育園はとても手厚いので、やはりお金がかかるというのは理解できて、10年前に長女を預けたときはすんなり入れたものが、第2子を預けるときには待機児童になって、ですから、お姉ちゃんのときはこうだったのにというような理屈が通じないということはとても理解できるんですけども、お金が問題になっているのであれば、少し親も痛み分けが必要なのかなと。

民営化すれば先生方が替わるわけですけども、ある公立保育園では、例えば「みんなの日」といって、通常ですと学年ごとの教室で保育させていただいているんですけども、年少さん、年中さん、年長さんが一緒に縦割りになって保育する日が年に何度かあるんですが、中にはもうそれで保育園に行きたくなくなっちゃったり、ストレスをおうちに持って帰ったりという子がいて、そうまでして民営化をする必要があるのかと思って、お金の問題だったら親も少し痛みを分かち合うというか、解決できるんじゃないかなと思ったんですけど。すみません、ちょっとほかの方みたいにうまく伝えられなくて。

●健康福祉局長

大変本質的なご質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、仕組み的な、行政的なお答えをまず申し上げておきたいんですけども、保育料のとり方、水準というのは国の基準なりで決まっています、そこで随意に変えるということはなかなか難しいという現実があります。そういった形式的なお答えをまずさせていただきますけれども。

ただ、この問題は、先ほど財政のことでお話に上がっていますが、財政の問題だけではないんです。私ども、財政的な効果があるという言い方をさせていただいていますが、そのお金を削減して市の分野で全く使わないとか、さらに例えば子育て支援の分野で使わないということではなくて、それによって得られた財源を、当初申し上げましたように、例えば在宅のお子さんへの子育て支援に充てさせていただくとか、そういった形で別のところで有効に使わせていただきたいということで考えておりますので、必ずしも単純な削減ではなくて、それを今後新たなニーズに対して、今、現に声を上げられなくて必要としている方への支援に対してどうやって使っていくことができるかと、こういう問題意識であることはご理解いただきたいと思えます。

今、お金の話でございましたが、もう一つはやはり人のお話です。今申し上げた地域の子育て支援という分野は、今後非常に大事な分野であり、また新しい分野です。申し上げたとおり、地域の中で自ら必要とするニーズについて声を上げられない方に対して、行政のほうから出かけていって、そういったニーズを酌み取る。また、いろいろな子育て支援の資源があるんですが、それをどういうふうにコーディネートして、その人にとって一番いい支援ができるのかということをやりに切れる方というのは、これはやはりベテランの保育士さんであるわけです。そういった保育士さんを、今回考えられた民営化という手法で配置転換させていただいて、そちらのほうで今までの知見なりご経験なりを生かしていただければありがたい、そういうことを考えています。

単純に申し上げるとしたら、保育士さんを増やして、そういった方を市として新たに雇えばというお話もあろうかと思うんですが、これはまた1つの現実として、市役所としての定数管理の問題があります。どんどん人を増やせるという状況ではもちろんないし、人件費の抑制であったり、経費の削減ということをむしろ問われている時代です。そういった中でどういったやりくりができるのかというのを考えさせていただいているということでございます。

○参加者 I

3つの公立保育園で10年間子どもがお世話になりました。どうもありがとうございました。そのとき、いろいろな思い出があるんですが、特にある保育園に主任でも園長でもない50代の保育士さんがいまして、フリーの保育士さんとして入っていたんですが、父母の間でいろいろな問題が起こったり、あるいはいろいろな相談に妻も含めて乗っていただいたり、人生の先輩として子どもが世話になったと感謝しておりまして、そういう方の人件費が1.15倍の中に入っているとしたら、それはいい使い方ではないかなと思います。

今のは前提でありまして、ちょっと質問なんですけど、昨日の説明会の中でこういう話がありました。民営化が当該保育園に提案された。当該保育園の父母会なりで議論をして、臨時総会

なりで決議をする、あるいは父母会の中の投票で決議すると。そのときに、「過半数の賛成が得られなかった場合どうするんですか」という質問に対して、健康福祉局長のほうは、父母の反対がある場合には強行はしない。ただ、だからといって当該園の民営化提案を諦めるわけじゃなくて、引き続き父母と話し合いを継続していくというお話がありました。少なくとも父母の同意はなしに強行はしないという話でありましたので、当該保育園の父母会においては、提案されたときに十分な議論がなされると思うんですが。

そのことも踏まえてですが、あり方検討委員会の話はもう終わってしまったことで、いろいろ言ってもしょうがないので、今後の進め方の話なんですけど、やはり行政の物事の進め方として、じっくり時間をかける必要があると思うんですね。ガイドラインの検討には、普通、検討というのは6カ月ぐらいは市のいろいろな諮問機関ではかかっておりますので、例えばこれから開くとしても4月ぐらい、そして、8月ぐらいに当該園に提案したとして、8月に提案してすぐに10月に同意が得られるかというのと、いろいろ説明会とか当該保育園の納得が得られるかどうかはわからないんですけど、納得が得られるとしても数カ月はかかると思うんですね。

そうすると、来年の秋あたりに仮に父母会の総会で納得が得られたとしても、それから2年ですので、2013年の4月に始めようということが決まっている限り、それは無理じゃないかと。父母が十分納得を得られてから、それが仮に2014年になっても2015年になっても、合意を得ながら進めていくというのが一番の筋であろうと思うんです。これからいろいろな議論がなされていくんですけど、特に当該保育園が一番当面になると思うんですが、父母の合意、納得が得られるまで強行はせずにじっくり話をし、あくまでも説得していくと。説得というか、市の立場からすると説得していく、ずっと話し合いを継続していくということで、絶対2013年の4月にやらなきゃいけない、絶対強行するんだということなのか、それともきちんと父母から納得が得られるまでは十分話し合いを続けていくのか、どちらでしょうか。

●健康福祉局長

民営化の実施時期につきましては、現在のところ平成25年、2013年4月を考えております。こちらは、いわゆる必要な準備期間に2年ということが計画にも書いてございますけれども、その2年をとらなければいけない。そのでき得る時期というのは25年4月。逆算すれば23年4月ということで私どもは考えております。

お話は先ほどもご説明申し上げた地域支援の仕組み等々にも関連することをごさいますと、今後そういった新しい仕組みをつくるためには、必要な人材の確保であったり財源の確保が必要です。そこは私どもの計画ではある意味表裏一体的なところがあって、そうしますと、昨日の説明会でもご議論がございましたけれども、民営化がもし仮に遅れたとすれば、それによって生み出し得る人材の確保、財源の確保というのも遅れてしまう。そうすると、そこでの地域支援の仕組み自体も遅れてしまうというような主張です。これは、市としての手前勝手な物言いかもしれませんが、できますれば25年4月には実施させていただいて、そちらの仕組みをつくりたいと思っております。

○参加者A

すみません、2回目です。

父母会の同意が得られなければ延びるというふうに聞いていたので、ちょっと今の質問が終わってないかなと思うんですが、私の質問をしたいので、します。

12 ページの真ん中あたりです。「民営化の実施に際しては、対象となる保育園を利用する児童や保護者に対する影響が最小限となるように」というところがありますが、影響というのは、ここで使う場合、いい影響というふうには使っていないと思うんですけども、これは、当該園が決まって、公立保育所に入所したいと思って入所している子どもたちがたまたまなってしまった場合は、よい影響がないということはもう市のほうも分かっているんですね。それは仕方がないというふうにお考えですか。

●保育計画課長

民営化園の移行のときの問題だと思うんですが、民営化園が決まって、ガイドライン等で配慮すべきことが決まって、法人が選定されて、いざ移行の段階になったというところで、1つは移行期間を1年間とるということと、新しく経営する法人さんとの合同保育期間の問題。それから、先ほど申し上げた三者協議会、法人さんと保護者の方と市が入って、公立園でやっていた保育内容、それから、民営化された際の保育内容の引き継ぎ等を具体的に1年間かけてじっくりやっていこうというところで、お子さんの影響をなるべくなくした形での引き継ぎをしていただきたいと考えております。

○参加者A

ごめんなさい、ちょっとだけ。私は保育士をしているのですが、4月に担任が替わったときの混乱ぶりというのはよく知っています。隣のクラスに自分の今までの担任が行ってしまったということだけでもとても大きな動揺で、しばらくはその保育士の部屋に出入りをする子どもが絶えなかったり、その保育士の力を借りながら、やっと4月、5月とでき上がっていくものなんです。ご存じかもしれませんが、それが全部の保育士が替わるということで、最小限の影響とおっしゃいますけど、毎年4月もかなりの影響なのに、民営化で最小限の影響というのはちょっと考えづらいのではないかなと思うんですけども。

●保育計画課長

これは今後ガイドライン検討委員会でもご議論されることだとは思いますが、引き継ぎの中での合同保育をどのぐらいとるか。それから、事前の合同保育だけではなくて、移行後、その園にいた、例えば園長さんとかクラス担任の方が一定期間は民営化された園のほうで、アフターフォローということではございませんが、その辺の仕組みも必要ではないかということは考えております。

○参加者B

すみません、3回目です。

17 ページ、一番上なんですが、僕のイメージの仕方も悪いのかもしれないんですけど、ここ

には民営化した後の保育士 17 名云々が地域支援に入って、さらに、ほかの別のサービスを強化していけるというふうに書いてあるわけですが、要するに、30 名ぐらい退職不補充、全部が不補充じゃないでしょうけど、基本的には規模が縮小していくということ。そうじゃなければ人件費削減ができないわけだから。

これだけ見ると、今までいた保育士さんが地域に入って、さらに保育が強化されますという見え方がどうしてもしてしまうんだけど、結局、人件費を削減するぐらい保育士を減らしていくというわけだから、それは民営化であろうが何であろうが、保育士を減らしていったの削減効果がほとんどメインであるというだけのことなのか、ちょっとうまくとらえ切れない。

ここだけを見たら保育士さんの全体人数は余り変わらなくて、民営化される園はあるけれども、公立保育園の保育士さんは 1 園 1 園に配置が例えばたくさん増えて、障害保育なんかもちきちんと加配も含めて手厚く保育をしてくれて、地域支援もして、保育が手厚くできますよというふうに見えるんだけど、聞いたら、退職不補充で保育士を減らすことによって経費をつくり出すんだ、これが平成二十何年には 3 億 3,000 万だと。保育士の人件費だけじゃないかもしれませんが、ここがちょっと見えない。

結局、人件費の削減、要するに、保育ニーズの低下につながりはしないのか。さっきからいいところだけ言っているような気がして、本当にそれでうまくさっき言った待機児童の解消とか、お金を減らすことで本当にそれが実現できるのかどうか。5 年、10 年先の話ですから、計画だけ立てて、その計画を検証しようとしたら、その当時いた課の人たちはもうそこにいませんから、結局、誰も責任を持ちませんとか、そういうことがよく行政の中であるわけです。この件に関して、例えば課長や部長がそれを検証しようといったときに、もう定年退職でいませんなんていうことはよくあることで、それではいけないわけです。本当に僕たちもごまかされないで、5 年、10 年経つと自分たちが保護者でなくなったりしますから、そこが本当に担保できるのかどうか、ちょっと見えづらいとか、わかりづらいとか、というのがあるので、本当に父母の声を聞いていただきながら、この件について進めていただきたいと思います。

●保育計画課長

17 ページのここはいいことしか書いてないと。確かに退職不補充のことは触れておりませんが、この辺のことはもうちょっとしっかりご説明できるような形で書き込みはしたほうがいいのかなと、今聞いていて思ったところがございます。

それから、何年後かに本当にそれが達成できるのかということの検証は確かに必要だと思います。計画だけ立てて、あるいは民営化だけ進んで、待機児童は進んでないよとか、子育て支援を全然やってないじゃないかというようなご懸念もございますので、これはしっかり市として、担当課長がということではなくて、組織としてそれを検証できるような仕組みをつくっていかなくちゃいけないかなと考えております。

○参加者 F

すみません、2 回目です。

18 ページの 6 の民営化の手法なんですけど、ここを見ていて、「移管方式とします」となっ

ているんですが、結局のところ責任はどこにあるのかというのがよくわからなくて、うちの子どもが今、食物アレルギーがあって保育園に預かっているんですが、保育園ではとても手厚く給食をしていただいて、例えば今行っている園が民営化になりますとなったときに、ちゃんと今と同じように手厚く給食もしていただけるのか、もしそうじゃなかったときとかは転園することができるのかとか、もしも民営化されたときに何か問題が起こってしまっ、そのときにどこが責任を取ってくれるのかということのもとても不安なんです。

●保育計画課長

1つ例を挙げていただいて、アレルギーの対応をどうするんだという部分がございます。職員の配置のところ簡単にしか書いてはございませんが、基本的に今の公立保育園、保育士の数だけではなくて、栄養士の方、看護師の方も配置したような形の経営をしていただきたいと考えております。

これは、ガイドラインを作成するときの議論でもあろうし、また、法人を選ぶときの作業の中にも要件として出てくるのかなと。そういうことができる法人を選んでいきたいということで、今入っている方が引き続きアレルギーがあっても、障害をお持ちでも、そこで保育が継続できるような民営化の形で今後取り組んでいきたいと考えております。

それから、移行後の話でございますが、1つは三者協議会を継続していきながら検証して、市は其中で積極的に保育内容等にかかわっていききたいということと、移行などを管理する委員会も別に置きますので、その辺での検証もしながら、もし問題等が起こったら解決に向けていきたいと考えております。

○参加者F

移管方式がよくわからないんですが。

●保育計画課長

この移管方式のところ、ほかの会場でも、ちょっと説明が足りないんじゃないかということでした。先ほど申しましたように、I市のように指定管理の方法とか、今回、船橋の場合は移管ということでございますが、移管方式は公立保育園を制度的には廃止して、私立の認可保育園としてやっていただくという形でございます。指定管理のほうは、公立保育園ではあります、運営を私立にお願いするというようなやり方でございます。ここに比較表みたいなものをお出しすればもうちょっと分かりやすいのかなと思うんですが、その辺、もう少し分かりやすいような形での提示の仕方を工夫したいと思っています。

○参加者F

指定管理と移管方式の民間は、具体的にもっと分かりやすく、何が違うんですか。

●保育計画課長

指定管理ですと、基本的に設置は市で、運営は法人さん。これについては地方自治法で、条

例で定めなさいと決まっております。条例で定めたものの内容を法人さんにやっていただく。指定管理の場合は、ずっと指定するわけじゃなくて、例えば5年ごとに見直して法人を再募集するという部分がございます。ですから、最悪の場合、5年後ほかの法人に変わっちゃうということも理論的にはあり得るということがございます。

移管方式は、ここに書いてあるように、法人さんの実質的な経営ということがございますので、途中で法人からさらにほかの法人に変わるというようなことはない。市の縛りはなくて、法人さんの自主性が発揮できたり、あと、市のほうですと条例で縛りますので、延長保育は7時から7時までですとかあるんですが、法人さんによっては延長保育を例えば8時までやる法人もあるし、一時保育を実施する法人さんもかなりありますので、そのような保育のサービス内容等も自主的に決定できるということでございます。

○参加者F

市は関与しなくなるんですか。

●保育計画課長

移管後の一定期間は当然関与していかないと、公立のときから入っているおさんが当然いらっしゃると思いますので。例えば三者協議とか移行後の管理する検証の委員会等を通じて、民間移行園はずっと——ずっとといてもある一定期間ですけども、関与はさせていただきたい。

○参加者F

一定期間を過ぎた場合は、何かあっても市は責任がなくなっちゃうわけですか。

●保育計画課長

一定期間のときの検証だと思うんですけども、例えば3年後ちゃんとやられているかどうかの検証をして、問題ないよというところでは、例えばそこから普通の私立保育園ということもあり得ますし、まだまだいろいろ協議していくことがあると見れば、さらに三者協議も続けていくのは当然です。ただ、私立保育園になったからといって全く市は責任がないのかというと、指導監督権がございますので、普通の私立であろうと、何か問題が起きれば市が立ち入って指導等をするような状況は当然あります。

○参加者C

2回目になります。

健康福祉局長初め、皆様、本当にお仕事お疲れさまです。お仕事なので、多分5時にはきっかり終わらなくてははいけないと思います。質問を途中で切られてしまうと思いますけれども、あえて質問といたしますか、思うところをお話しさせていただきます。

先ほどの質問の中でアレルギー児に関する質問がありましたけれども、恐らく民営化された園でも補助金が出ている間は栄養士の配置も可能でしょうし、対応もある程度は可能だと思います。経験がない園でどのくらい手厚いアレルギー対応ができるかというのは少し疑問でもあり

ますけれども、恐らく補助金が出ている間は可能であろうと。しかし、その補助金が打ち切られた後、その子がまだ卒園していないのに、その子に対する支援が打ち切られることになりはしないかということが1つ懸念としてあります。

それから、移管方式と指定管理方式の違いといいますと、民間に完全に移管されてしまうと、やはり指導管理というものは、指定管理者制度に比べると難しい。その指定管理をとったI市でさえも、市が公立園として残っている法人に対して、運営主体に対して指導することが難しいという現状が今あります。実際、I市の父母はそうおっしゃっていました。ですから、それよりもさらに監督が難しい移管という方式を、3,000万円をさらに浮かせるために船橋市がとるのであれば、本当にどのように具体的に監督措置をとっていくのかということころは、もう少しより具体的にお聞かせ願いたいということがあります。

それから、先ほど福祉局長のほうから、人材を早く地域に回したい、ベテランの保育士を、というお話がありましたけれども、一方で、果たして保育の現場にはベテランが必要ないのかどうかということの一つ見直していただきたいと思うんですね。今いろいろな大人社会のひずみが子どもに反映されているような現代社会の中で、拠点とはならない一般の保育園にもいろいろな子どもたちが入園してきていると思うんです。そういった中で、その園にベテランの保育士がないということになった場合に、どういう影響があるか。

私立ですと勤続年数5年ぐらいを基準に給与を策定していますから、5年以上勤めていないと法人さんの持ち出しが非常に多くなる。ですから、自然と5年未満で辞めていく保育士さんも多いということがあると思うんですね。一方の公立保育園では、もちろん人件費もかかっていきますけれども、それは経験の代償であると。ベテランの経験というものを本当に、もしかしたらお金に換えられない部分かもしれないんですけれども、ベテランを雇えないような給料体系の中で民営化された園がどういうふうにやっていくのかということころが一つ心配であります。

それから、パブコメの扱い方についてなんですけれども、先ほどから1ページ目が問題になっていますように、「一部、民営化に対する反対意見はあったものの」、これはあくまでもあり方委員会の中で賛成でない人は2人、賛成という立場をあらわしてはいないけれども、賛成にみなされてしまった人は何人かわかりませんが、そういう形で今載っていますが、パブコメされた際には900通に及ぶ反対意見があったというふうに記憶していますが、それに対してはこの素案では一切触れられていません。

ですから、市民の反対意見がこんなにあったという難しさ、この問題を扱う上で本当に慎重でなくてはいけないという、そこはどこに盛り込まれているのだろうかということが1つありまして、今回のパブコメもどういうふうに扱われるだろうか、私たちの意見は意見として扱われるのだろうかという、そこがもう少し。ただホームページに公表しただけではなくて、私がこの前愕然としましたのは、一般の市議さんたち、議員さんたちが、市民がこんなに反対しているということをご存じないんですね。ご存じなくて、あの900通に及ぶパブリックコメントは保育計画課で止まってしまっていたんだ、周りに何も波及してなかったということころにすごく驚きました。

ですので、今日も時間が足りませんし、昨日も足りなかったと聞いています。これは私たち

の仕事ではないです。民営化に反対することが仕事ではないんです。なので、この民営化推進を仕事にしていらっしゃる皆様が、ぜひ各保育園に、遠方に足を運んでいただいて、私たちが公民館に足を運ばせるんじゃなくて、ぜひ 27 園の公立園での説明会を強く改めて要望したいと思います。(拍手)

●保育計画課長

何点かあったと思うんですが、最初の市の関与でございますけども、例えばY市の場合は、三者協議会(※「第三者協議機関」に訂正)を置くと言っておきながら設置してなかったというようなお話も聞いてございます。そのようなことはないようにしっかり置いて、例えば定期的に会合を持つとか、そういう仕組みはしっかり市のほうで、「言ってたけどやらないじゃないか」なんていうことがないようにしっかりやっていきたいというのが1点ございます。

それから、パブリックコメントですが、市に意見を寄せただけということで、あれはしっかりあり方検討委員会にご報告させていただきました。あの中にも今回のご議論になっているようなアレルギー対応、あるいは障害児対応に不安だという声も多数寄せられております。そのようないろいろなご不安の声の部分については、ガイドラインのほうでしっかり受けとめて、仕組みづくりに生かしていきたいと。

パブリックコメントの場合は一定のルールがございまして、いただいた意見に対して公表するとともに、それに市の考え方も付して公表することとなっておりますので、例えばAという意見がこのぐらい来た、このことに対して市は今こう考えていますということをしっかり公表していく仕組みとなっております。何か漏れましたか。

○参加者C

でも、前回のはまだ出ていない。

●保育計画課長

市のホームページに寄せられた意見をすべて載せたわけじゃなくて、一応市の考え方ということで、ホームページ上で載せているところでございます。

○参加者C

検索してみたんですけど、ちょっとわからなかったの。

●保育計画課長

あと1つ、27園での説明というご要望がございました。これについては、先日、父母会連絡会会長さんと副市長との懇談がございました。そのときもそのような要望をいただいたんですけど、なかなか全園でやるというのはちょっと物理的に難しいというものもございますので、今後、これだけじゃなくていろいろな説明会が必要になってございますが、そのときはなるべく多くのところでやりたいとは考えております。

ただ、これは保護者の方だけに説明すればいいということではなくて、市の施策全体にかか

わることでございますので、市民の方にもぜひ知っていただきたい。今、船橋でどういうことが起こっているのかをちゃんとご説明したいということもございまして、公民館で開催させていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●保育課長

保育課長でございます。

私立保育園に栄養士は、2～3カ所の園以外はほとんど雇用されて、栄養・調理業という形で働いてございます。ほとんどの園ではアレルギーの除去食対応ということで対応されております。栄養士の単独補助金は今のところございませんけども、ほとんどの園でそういう形で栄養士という職種が雇用されて、アレルギー対応をしているというのが現在の実態でございます。

●保育計画課長

すみません。この後、もう1カ所、三咲公民館で説明会を予定しておりますので、準備のために半数ぐらい先に中座させていただきますので、よろしくお願ひします。

○参加者J

すみません、さっきの保育課長さんのお話で、私は下の子が食物アレルギーで、園を探したときに、今の保育園以外近いところは、お弁当か、断わられたんですよ。なので、そんなに私立保育園で受け入れている、除去食をやっているのかという疑問があるんです。たまたまそういう地域なのか。

●保育課長

私立保育園の中でもいろいろな対応がございまして、すべて対応できる園と対応が限定されている園とございますので、そういった中でお弁当持参というお願ひがあったところもあったと思ひます。公立保育園でも、どうしても対応できない部分については、同じように弁当持参ということもありますので、園によって若干対応の差はございます。

○参加者J

もしも民営化になった場合、そういうふうになってしまうこともあるということですか。

●保育課長

ですから、そこはガイドライン検討委員会とかによって、移管条件として出てくるものというふうには考えております。

○参加者J

その条件によって、だめかもしれないということですよ。

●保育計画課長

基本的には、今の公立保育園の仕組みを継承していただける法人さんと考えておりますが、今後ガイドライン検討委員会でその辺のちゃんとしたしっかりした仕組みをご議論いただきたいと考えております。基本的には今いるお子さんが困るような形での移管は考えておりません。

○参加者 J

わかりました。もう1点、さっきほかの方が聞かれていた件で、父母会の同意が得られなければ強行はしないというのは本当なんですよ。

●健康福祉局長

ちょっと私の言葉がはっきりしなかったのかもしれませんが、申し上げますけれども、先ほどご質問があった、一例を挙げられました父母会での例えば議決があったり、そういうことで民営化対象園であることを変更するのかというご質問があったんですけども、そういった父母会だけでの議決をもって変更する、対象園から外すというようなことは、私としては考えておりません。ただ、それを強行的に進めるということではなくて、当然移管に際しては皆様方のご了解を得なければ進めることはできませんので、それは民営化することについて誠心誠意ご説明させていただくということでございます。

○参加者 J

期間も変えないんですよ。期間も変更はないとさっきおっしゃったんですよ。

●健康福祉局長

そうですね。いわゆる実施時期ということですね。

○参加者 I

矛盾しているんだよな。父母会の同意が得られない限り実施できないんだったら、期間だけって変更するしかない。

●健康福祉局長

同意をもって実施対象園から変更するというではありません。議決等々によって左右されるということではないと思っています。

○参加者 I

得られるまで1年かかったら、その1年は……

●健康福祉局長

この問題は、私どもの説明不足の点もあるのかもしれませんが、民営化という中身を、まだ具体的な中身という形でのきちんとしたご議論をさせていただいていない段階で、こうい

った制度に対しては反対、賛成というような話になっていると思うんです。

ただ、民営化対象園を決める時期、例えば 23 年 4 月でございますけれども、その時期の段階では、具体的なガイドラインの内容がどういうものになっているか、つまり、移行に際してどういう配慮をするのかというのを、具体的な形でお見せする、議論していただいている段階だと思います。そういった具体的な移行のやり方、配慮のやり方について、ある程度のガイドラインとしての形ができ上がっていて、そういったものを前提に、果たして民営化というのはどうなんだろうかといったご議論もできると思います。

今の段階では、確かに民営化という言葉だけでいろいろご意見をいただいたりという段階で、本当に恐縮なんですけど、繰り返してございますが、その段階では具体的な移管の仕方、皆様のご不安を解消するような具体的なやり方がある程度見えると思います。そういったものが見えた上でのご議論をいただければと思いますので、そこで誠心誠意ご説明申し上げて、ご理解いただきたいと思います。

○参加者C

民営化ガイドラインをつくりなさいということですね。

●健康福祉局長

あり方検討委員会では、主として考えられるガイドラインの骨子、内容、どういったものが内容になるかというのを委員会にも資料としては提出させていただいておりますけれども、ただ、その具体的な本当の議論というのは、当然、策定委員会あるいは検討委員会でご議論していただく必要があるかと思っております。

あり方検討委員会の中で、私どもが申し上げているガイドラインというのが一体どういうものなのかという意味で、資料としてガイドラインの考えられる骨子というのを示させていただきましたことはあります。ただ、それが今、ガイドラインになり得るそのものということではなくて、例えばそれを一つのたたき台にさせていただく。たたき台もこれだけではなくて、先ほどもご指摘がございました、ほかの市では一体どういうふうになっているのだろうかとか、900 通等々ご意見をいただきました。それは個々具体的なご不安な点をいろいろ列記していただいております。それに対する市の考え方も資料としてまとめさせていただきました。そういったものを一つの材料にして、ガイドライン検討委員会の中で保護者の方に交じっていただいて検討していただきたいと思います。

●保育計画課長

長時間にわたっていろいろご質問とかご意見をいただいて、誠にありがとうございました。昨日から約 1 カ月間、2 月 14 日までパブリックコメントを実施しております。その中でご意見をいただければと思っております。パブリックコメントに当たりましては、ご住所とお名前、それから、ご意見を文書あるいはメール、直接持って来ていただいても結構なんですけど、そのような形でお寄せいただければと思っております。

それから、もし今日の会議で、聞きそびれた、こういうことを聞いてみたいということがあ

りましたら、課のほうに電話なり文書なりメールなり、何らかの形で言っていただければ、そ
のご回答はしていきたいと考えております。

では、本日はどうもありがとうございました。よろしく願いいたします。